

平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 TOKAI ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鴫田 勝彦
(コード：3167、東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員総務本部長 村松 邦美
(TEL. 054-275-0007)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 29 年 4 月 1 日付の改正ガス事業法施行に伴い、事業類型が見直されました。これに伴い、現行定款第 2 条の目的事項の一部につき、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 28 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 28 日 (水)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) <u>一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業</u>、再生可能エネルギー等による発電事業並びに電力及び熱の供給、販売等に関する業務</p> <p>(3)～(44) (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>ガス小売事業、ガス導管事業、ガス製造事業</u>、再生可能エネルギー等による発電事業並びに電力及び熱の供給、販売等に関する業務</p> <p>(3)～(44) (現行どおり)</p>

以上